

石 狩 市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成28年 3月

北海道石狩市

目 次

第1 はじめに	1
1 作成の趣旨	1
2 内容・位置付け	1
3 対象とする疾患	1
4 見直し	2
第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
1 新型インフルエンザ等の特徴	3
2 新型インフルエンザ等対策の目的と戦略	3
3 計画における発生段階の取扱い	4
4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	8
7 対策推進のための役割分担	9
8 行動計画の主要項目	11
第3 各段階における対策	21
1 未発生期	21
2 海外発生期	26
3 国内発生早期	30
4 国内感染期	35
5 小康期	42
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策	45
【用語解説】	47

第1 はじめに

1 作成の趣旨

新型インフルエンザ⁽¹⁾は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス⁽²⁾とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック⁽³⁾）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症⁽⁴⁾の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もあるので、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとされています。

そこで、国では、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関⁽⁵⁾、事業所等の責務等を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24 年法律第31 号。以下「特措法」という。）を制定し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

市では、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、態勢を整備するため、石狩市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定します。

2 内容・位置付け

特措法第8条に基づき、市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものです。

また、病原性⁽⁶⁾の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものです。

3 対象とする疾患

市行動計画の対象とする新型インフルエンザ等は、政府行動計画及び道行動計画と同様に、以下のとおりとします。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症。
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

なお、鳥インフルエンザ⁽⁷⁾（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連

する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応を、本計画の参考として「P45 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策」で概要を示す。

4 見直し

市は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて市行動計画の見直しを行います。

また、政府行動計画及び道行動計画の見直しがあった場合には、適時合わせて必要な見直しを行うものとします。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の特徴として、以下のように示しています。

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・ 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 国民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

- ・ 長期的には多くの国民が罹患する。
- ・ 患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまう。
- ・ 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

上記にしたがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて、対策を講じていく必要があります。

2 新型インフルエンザ等対策の目的と戦略

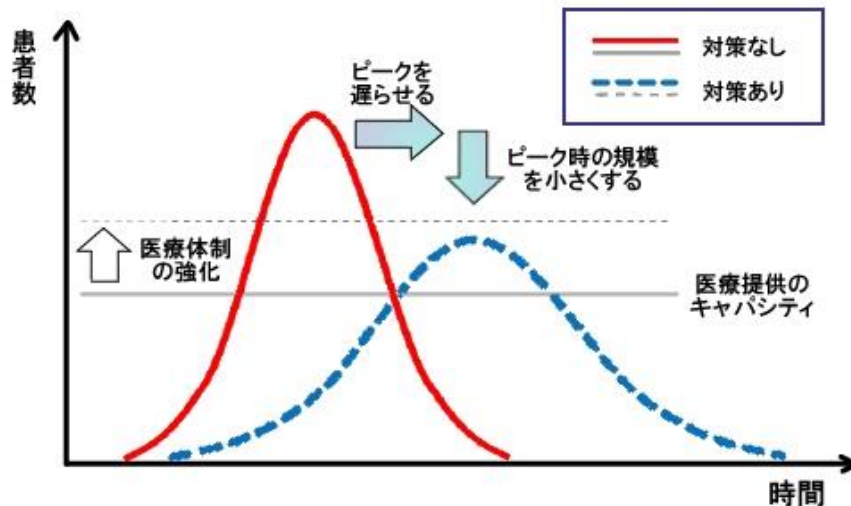
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。

- ・ 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

- ・ 地域での感染拡大防止策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・ 業務継続計画を作成・実施し、医療の提供や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の効果 概念図（政府行動計画より）



3 計画における発生段階の取扱い

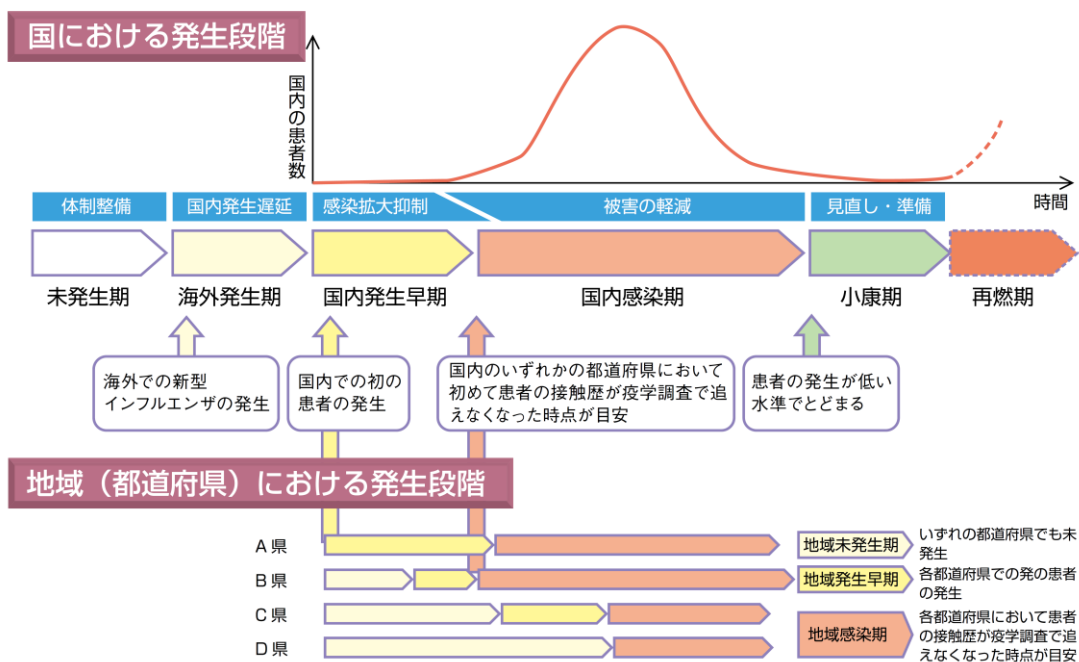
(1) 考え方

- ・ 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。
- ・ 各発生段階は、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」から、海外で発生した状態の「海外発生期」、国内で発生が始まった「国内発生早期」、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった「国内感染期」、患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている「小康期」の5つに分類する。
- ・ 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないことや、対策の内容は、発生段階のほかに、新型インフルエンザ等緊急事態宣言⁽⁸⁾（以下「緊急事態宣言」という。）が出されているかどうかによっても変化する。
- ・ 地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染拡大防止対策等について、柔軟に対応する必要があることから、北海道（以下「道」という。）は地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、道が判断することとされている。

(2) 発生段階

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期…各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・地域発生早期…各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期…各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・地域発生早期…各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ・地域感染期…各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、様々な病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう、対策の選択肢を示すものとします。

また、科学的知見及び国、道の対策を参考にしながら、地理的な条件、社会状況、医療体制、受診行動の特徴等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立します。（具体的な対策については、「P21 第3各段階における対策」参照）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活や国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうち、実施すべき対策を選択し、決定することとしています。

市としても、道と同様に、こうした国の基本的な考え方を踏まえながら、市における新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。

(2) 発生段階に応じた対応

ア 未発生期

- ・地域における医療体制及びワクチンの接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

イ 海外発生期

- ・直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・国内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるということを前提とした対策として道等との連携の強化等により、病原体の市内侵入の時期をできる限り遅らせる。

ウ 国内発生早期

- ・患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等^⑨による治療、感染のおそれのある者の外出自粛要請やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限について、道に協力する等、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

エ 国内感染期

- ・国や道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ・社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるので、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・ 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行う。
- ・ 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討する。
- ・ 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

(4) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ・ 事業者や市民一人ひとりが、感染予防・感染拡大防止のための適切な行動や、食料品・生活必需品等の備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・ 日頃からの手洗い・うがいなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・ 特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、国や道、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

(1) 基本的人権の尊重

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・ 道が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）、緊急物資の運送等（特措法第54条）、特定物資の売渡しの要請等（特措法第55条）において、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。
- ・ 法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

- ・ 特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。
- ・ 新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

- ・石狩市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、政府対策本部、道対策本部、他市町村の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・市対策本部長は、必要に応じて、道対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する所要の総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等**(1) 被害想定のかえ方**

- ・新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的には季節性インフルエンザと共通の特徴を有していると考えられる。
- ・鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率⁽¹⁰⁾となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。
- ・市行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。
- ・新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。
- ・病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
- ・推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国や道において必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしている。

(2) 感染規模の想定

- ・現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、被害想定は次のようになる。

新型インフルエンザ等発生時の被害想定表

項目		石狩市	北海道	全国
医療機関受診者数		約6,000人～ 約12,000人	約55万9千人～ 約107万5千人	約1,300万人～ 約2,500万人
中等度（アジア・インフルエンザ程度の致死率…0.53%）	入院患者数	約250人	約2万3千人	約53万人
	死亡者数	約80人	約7千人	約17万人
重度（スペイン・インフルエンザ程度の致死率…2.0%）	入院患者数	約930人	約8万6千人	約200万人
	死亡者数	約300人	約2万8千人	約64万人

※国勢調査（H22年）の人口により、政府行動計画の被害想定を基に試算

※全国及び北海道の数字は、それぞれ政府行動計画及び道行動計画による。

（3）社会への影響に関する想定

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。
- ・り患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤する。
- ・り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

7 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととされています。

（1）国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ・WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国、その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会

議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

- ・ 指定行政機関⁽¹¹⁾は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

（２）北海道の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、道内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、道内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努める。

（３）市の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・ 地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・ 対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（４）医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力することが求められる。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努めるものとする。

（５）指定（地方）公共機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（６）登録事業者の役割

- ・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

（７）一般の事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行う。
- ・国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ・多数が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

（８）市民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

8 行動計画の主要項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、以下の6分野ごとに対策を進めます。

【主要項目】

1. 実施体制
2. 情報提供・共有
3. 予防・まん延防止
4. 予防接種
5. 医療
6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、次の

とおりです。

(1) 実施体制

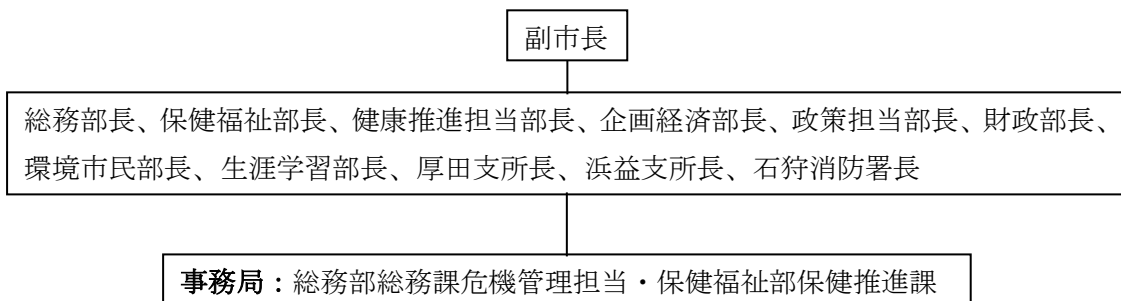
ア 考え方

- ・全市的な危機管理の問題として取り組む。
- ・国や道、他市町村、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

イ 全庁的な取組

- ・新型インフルエンザ等が発生する前において、「新型インフルエンザ等警戒体制会議」（以下「警戒体制会議」という。）の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。
- ・総務部や保健福祉部をはじめ、関係部局においては、他市町村や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

【新型インフルエンザ等警戒体制会議の構成】



ウ 石狩市新型インフルエンザ等対策本部（市対策本部）

- ・政府により特措法に基づく緊急事態宣言が行われた場合には、石狩市新型インフルエンザ等対策本部を迅速に設置し、必要な措置を講じる。

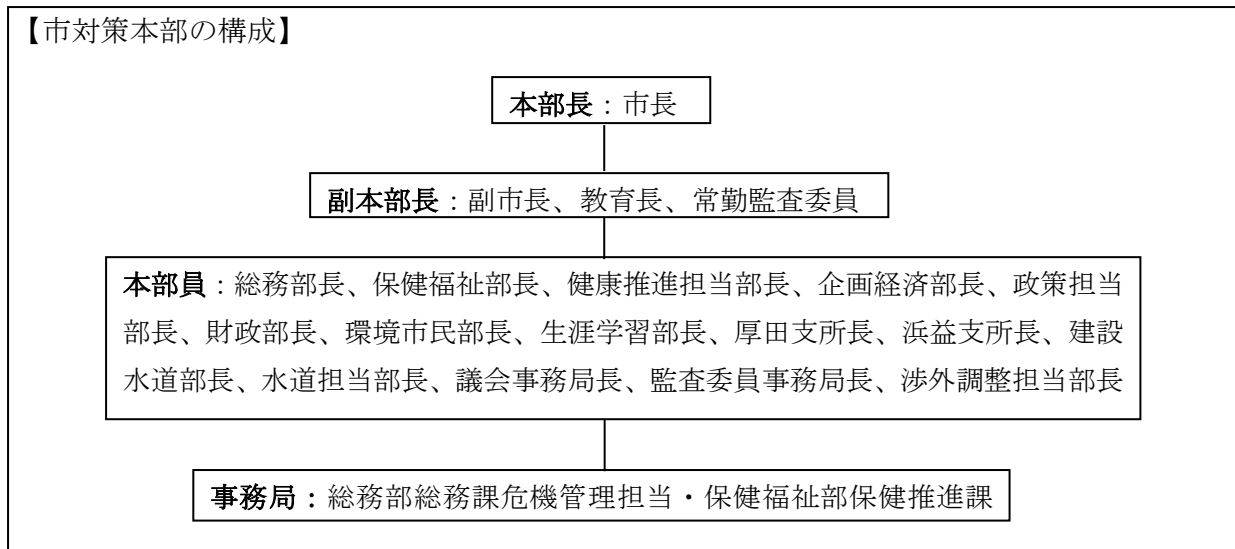
(ア) 構成

- ・本部長：市長
- ・副本部長：副市長、教育長、常勤監査委員
- ・本部長員：各部長職
- ・事務局：総務部総務課危機管理担当・保健福祉部保健推進課

(イ) 所管事項

- ・新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の適切な医療体制の確保に関すること。
- ・市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・国や道、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

【市対策本部の構成】



(2) 情報提供・共有

ア 目的

- ・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国や道、他市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国や道、他市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

- ・市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人や障がいのある方など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

- ・新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、道等と連携して、医療機関や事業者等に情報提供する。
- ・学校等は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健福祉部、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について園児、児童、生徒等に丁寧に情報提供する。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供

- ・発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- ・テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であるとともに、マスメディアに対して個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。
- ・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- ・媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームペ

ージ、メール配信サービス等の活用や町内会・自治会など地域と連携した体制を推進する。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

- ・国では、関係省庁や、道、市町村、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設するとしていることから、市としても市民の情報収集の利便性向上のため、国が設置するサイトを活用・周知する。

オ 情報提供体制

- ・国は、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを設置するなどして適切な情報提供に努めるとしており、市としても国が行う情報提供に合わせ、市民に対し、適切な情報提供に努める。
- ・提供する情報に応じて、適切な担当部署が情報発信することも重要であり、発信する情報は対策本部などにおいて一元管理を行う。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

(3) 予防・まん延防止

ア 考え方

- ・流行のピークをできるだけ遅らせることにより、体制整備を図るための時間を確保することに繋げる。
- ・流行のピーク時の受診患者数等を減少させることにより、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めることに繋げる。
- ・個人や地域、職場の対策及び予防接種などの複数の対策を組み合わせで行う。
- ・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

- ・道は、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者⁽¹²⁾に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請）等の感染症法に基づく措置を行い、市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- ・道では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行い、市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

(イ) 地域・職場における対策

- ・道内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等

の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

- ・道では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行い、市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

(ウ) その他

- ・海外で発生した際、国や道が行う検疫等の水際対策に関して、市は、道等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

(4) 予防接種

ア ワクチン

- ・新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン⁽¹³⁾とパンデミックワクチン⁽¹⁴⁾の2種類がある。
- ・備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄ワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。
- ・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

(ア) 特定接種とは

- ・特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(イ) 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(ウ) 対象となり得る者の基準

- ・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上、高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持

に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

- ・これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

(エ) 基本的な接種順

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外の事業者

(オ) 柔軟な対応

- ・発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

(カ) 接種体制

a 実施主体

(a) 国によるもの

- ・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(b) 道によるもの

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

(c) 市によるもの

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

b 接種方法

- ・原則として集団的接種。
- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

ウ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種⁽¹⁵⁾

- ・緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種が行われる。

b 新臨時接種⁽¹⁶⁾

- ・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

(イ) 対象者の区分

- ・以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症すること

により重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者・妊婦）

- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

（ウ）接種順位の考え方

- ・新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方や国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を合わせた考え方などがあり、国により決定される。

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

（a）成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順

（b）高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順

（c）小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

b 国の将来を守ることに重点を置いた考え方

（a）成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

（b）高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて国の将来を守ることに重点を置く考え方

（a）成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順

（b）高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合

- ・高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順

（エ）接種体制

- ・市が実施主体となる。
- ・原則として、集団接種とする。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

エ 留意点

- ・特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

オ 医療関係者に対する要請

- ・予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

（５）医療**ア 道の対策への協力**

道では、医療に関して次のとおり対策を行い、市は、道等からの要請に応じ、適宜協力していきます。

【医療に関する道の対策】**●医療の目的**

- ・健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

●医療体制整備の考え方

- ・新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。
- ・新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援や迅速な情報収集・提供などについて十分に検討する。

●発生前における医療体制の整備

- ・道は、二次医療圏の圏域を単位として、道立保健所を中心として（二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該市と道立保健所が連携して）市医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ・あらかじめ帰国者・接触者外来⁽¹⁷⁾を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、保健所等における帰国者・接触者相談センター⁽¹⁸⁾の設置準備を進める。

●発生時における医療体制の維持・確保

- ・新型インフルエンザ等の国内発生早期の、医療の提供は、患者の治療とともに、感染対策としても、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。
- ・国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランス⁽¹⁹⁾で得られた情報を最大限活用し、新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。
- ・新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国

内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。

- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全ての医療機関において、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患患者との接触を避ける工夫等を行い、院内感染防止策を講ずる必要がある。
- ・医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具⁽²⁰⁾の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザ薬の予防投与を行う。
- ・「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか、「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
- ・患者数は大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。
- ・感染症指定医療機関等⁽²¹⁾以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前にその活用計画を策定しておく必要があり、また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。
- ・医療の分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市町村を通じた連携だけではなく、日本医師会・北海道医師会・市医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

●医療関係者に対する要請・指示・補償

- ・新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行う必要があると認められるときは、医師、看護師、その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行う。
- ・道は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。
- ・医療提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償を行う。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ・政府行動計画では、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を備蓄目標としていることから、道としても国の考え方に合わせ、引き続き、道民の45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。
- ・政府行動計画では、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討するとしていることから、道としても国の検討状況を踏まえ、適切な備蓄

を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われており、本人の罹患や家族の罹患により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、道、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。
- ・ 一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、国や道等と連携して働きかける。

第3 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要6分野についての対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

なお、対策の実施方法等については、国が定めるガイドラインを参考にします。

1. 未発生期

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

イ 目的

- ・ 発生に備えて体制の整備を行う。
- ・ 国や道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- ・ 国や道、国際機関等からの情報収集等を行う。

(1) 実施体制

ア 市行動計画の作成

- ・ 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し、必要に応じて見直す。

イ 体制の整備及び国や道等との連携強化

- ・ 市における取組体制を整備・強化するために「新型インフルエンザ等警戒体制会議」の枠組み等を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた対策を進める。
- ・ 市は、国や道、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 市は、必要に応じて、警察や自衛隊、消防機関等との連携を進める。

(2) 情報提供・共有**ア 継続的な情報提供**

- ・市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページ等の各種媒体を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- ・市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・市は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、一元的な情報提供を行うため情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制整備に努める。
- ・市は、国や道、関係機関等と電子メールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国や道からの要請に基づき、相談窓口を設置する準備を進める。

(3) 予防・まん延防止**ア 個人における対策の普及**

- ・市は、感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・自らの発症が疑わしい人に対しては、理解促進を図ることを目的に道が設置した帰国者・接触者相談センターを紹介する。
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・道は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、周知を図るための準備を行うこととしていることから、市は、必要に応じてこれに協力する。

ウ 水際対策への協力

- ・市は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、道や他の市町村、その他関係機関との連携を強化し、適宜協力する。

(4) 予防接種**ア ワクチンに関する情報の収集**

- ・市は、国や道等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給体制

- ・道では、国からの要請を受けて、道内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築するので、市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

ウ 基準に該当する事業者の登録への協力

- ・道では、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して国が作成する登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。
- ・市は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者を登録することについて、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

エ 接種体制の構築**(ア) 特定接種**

- ・市は、特定接種の対象となり得る市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び出先機関の接種体制を構築する。
- ・市は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

(イ) 住民接種

- ・市は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・市は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

オ 情報提供

- ・道では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が行う情報提供に協力し、道民の理解促進を図るので、市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

(5) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

【医療に関する道の対策】**●地域医療体制の整備**

- ・道は、医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供や助言等を得ながら、必要な体制整備に努める。
- ・道は、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる連絡会議を活用するなど、地域の実情に応じた医療体制の整備に努める。また、二次医療圏に保健所設置市がある場合は、当該保健所設置

市と道立保健所が連携・協力して医療体制の整備を進める。

- ・道は、国からの要請を受け、関係機関・団体等との協力を得ながら、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入の準備を進める。
- ・道は、国との連携の下、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

●国内感染期に備えた医療の確保

- ・道は、全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示すなどして、作成支援に努める。
- ・道は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等（国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ・道は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ・道は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ・道は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ・道は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

●研修等

- ・道では、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージ⁽²²⁾を含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。
- ・道では、国と連携し、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

●医療資器材の整備

- ・道では、必要とする医療資器材（個人防護具、人工呼吸器⁽²³⁾等）を備蓄・整備する。
- ・道では、国の要請を受けて、医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）、増床の余地について調査を行い、確保に努める。

●検査体制の整備

- ・道は、国からの要請及び技術的支援に基づき、新型インフルエンザ等に対するPCR⁽²⁴⁾検査等を実施する体制を整備する。

●医療機関等への情報提供体制の整備

- ・道では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ・道は、国が目標としている国民の45%に相当する量を備蓄するという考え方に合わせ、道民の45%に相当する抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄に努める。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案することとする。

●抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

- ・道は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 業務継続計画等の作成

- ・道では、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や業務の縮小についての計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務継続計画等の策定を支援し、その状況を確認する。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

イ 物資供給の要請等

- ・道では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・市は、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

エ 火葬能力等の把握

- ・道では、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

オ 物資及び資材の備蓄等

- ・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄や施設及び設備の整備等に努める。

カ 食料品、生活必需品の備蓄等の啓発

- ・市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市民に対して、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努めることを啓発する。

2 海外発生期

ア 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

イ 目的

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・国内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため、国や道、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関や事業者、市民に準備を促す。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 体制強化等

- ・市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国及び道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、警戒体制会議を開催し、情報の集約・共有を行い、初動体制等について協議する。
- ・市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置した場合には、国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画に基づき事前準備をする。
- ・市は、道等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関や事業者、市民に広く周知する。
- ・市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、道等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・市は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

(2) 情報提供・共有**ア 情報提供**

- ・市は、道等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内で発生した場合に必要な対策等について、市ホームページ等の各種媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて警戒体制会議において調整する。

イ 情報共有

- ・市は、国や道、関係機関等とのインターネット等を利用したリアルタイムかつ双方向の情報共有に努める。

ウ 相談窓口の設置

- ・市は、国や道等からの要請に応じ、国が作成したQ & A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。

(3) 予防・まん延防止**ア 感染症危険情報の周知等**

- ・市は、国及び道と連携しながら、海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

イ 水際対策への協力

- ・道では、国が実施する検疫に協力するとともに、検疫所から情報提供を受けた場合は、必要な調査等を行うなど、道内における予防・まん延措置に努める。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

(4) 予防接種**ア ワクチンに関する情報の収集**

- ・市は、国や道等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給

- ・道では、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集するとともに、国の要請を受けて、道内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。市は、国や道等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

ウ 接種体制**(ア) 特定接種**

- ・市は、道等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。
- ・市は、道や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ・市は、特定接種の対象者等に、接種の目的、実施方法、ワクチンの有効性、安全性

に関する情報、相談窓口の連絡先、具体的な接種の進捗状況など、接種に必要な情報を提供する。

(イ) 住民接種

- ・市は、国の要請を受け、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関して、全市民が速やかに接種できるよう、「第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」に基づき、具体的な接種体制（医療従事者、接種場所、接種に要する器具、市民への周知方法等）の構築を図る。

(5) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行い、市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

【医療に関する道の対策】

●新型インフルエンザ等の症例定義

- ・道は、国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。

●医療体制の整備

- ・政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしているため、道においても帰国者・接触者外来の整備に努める。
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、道医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療を行う体制を整備するよう要請する。
- ・帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ・新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を道立衛生研究所において、亜型等の同定を行うとともに、国立感染症研究所にその確認を依頼する。

●帰国者・接触者相談センターの設置

- ・道は、国からの要請を受け、帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ・道は、国からの要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

●医療機関等への情報提供

- ・道は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

●検査体制の整備

- ・道は、国からの技術的支援の下、道立衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を迅速に整備する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・道は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。

- ・道は、国と連携しながら、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ・道は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・新型インフルエンザ等の発生が確認されたことや、流行の状況、動向等の情報について、可能な限り早期に要援護者や協力者へ提供するよう努める。

イ 事業者の対応

- ・道では、国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について関係団体等を通じて事業者に周知する。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

ウ 遺体の火葬・安置

- ・市は、道を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請があった場合は、施設等の確保に向け準備を進める。

3 国内発生早期

ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査⁽²⁵⁾で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

【地域未発生期】

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

【地域発生早期】

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

イ 目的

- ・国内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き政府の基本的対処方針に基づき、感染拡大防止等を行う。
- ・国が緊急事態宣言を行ったときは、国及び道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ・国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、道内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 実施体制

- ・市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに石狩市新型インフルエンザ等警戒体制会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・市は、道等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関や事業者、市民に広く周知するよう努める。
- ・市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、道等と連携して、医療機関や事業者、市民に広く周知する。

イ 緊急事態宣言が出された場合の措置**(ア) 緊急事態宣言**

- ・市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、道に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、道行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

<補足>

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示され、区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

(イ) 市対策本部の設置

- ・市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有**ア 情報提供**

- ・市は、道等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、道内発生した場合に必要な対策等について、市ホームページ等の各種媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、道等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや、道・関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行う。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部が情報提供する場合には、適切に情報提供ができるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・市は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・市は、道等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。
- ・市は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(3) 予防・まん延防止**ア 道等との連携による市民・事業所等への要請**

- ・市は、道等と連携し、市民や事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット
- ・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨す

る。

- ・市は、道等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・市は、道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・市は、道等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・市は、道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 水際対策への協力

- ・道は、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に引き続き協力することとしているので、市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

（４）予防接種

ア 特定接種

- ・市は、国及び道と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ 住民接種

- ・国は、住民への接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、接種順位等を決定するので、市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・市は、接種の実施に当たり、国及び道と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、「第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。

ウ 情報提供

- ・市は、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、接種順位、接種体制等といった具体的な情報について、積極的に情報提供を行う。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・市は、国の基本的方針対処の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

（５）医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、適宜協力する。

【医療に関する道の対策】

●医療体制の整備

- ・道は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、海外発生期に引き続き、継続し、患者

等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

●患者への対応等

- ・道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ・道は、国と連携し、必要と判断した場合に、道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階ではPCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ・道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露したものには、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。
なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

●医療機関等への情報提供

- ・道は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者へ迅速に提供する。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・道は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら各医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適正に使用するよう要請する

●医療機関・薬局における警戒活動

- ・道は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から北海道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力する。

●緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・市は、新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な要援護者について、要援護者や医療機関等から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

イ 事業者の対応

- ・道では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

ウ 市民・事業者への呼びかけ

- ・市は、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、道等と連携して市民に呼びかける。
- ・道では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

エ 遺体の火葬

- ・市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。
- ・市は、区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村に対して、広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

オ 水の安定供給

- ・水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である道、市、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

4 国内感染期

ア 状態

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

【地域未発生期】

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

【地域発生早期】

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

【地域感染期】

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

イ 目的

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、流行の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減策に切り替える。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国及び道と連携しながら、市として実施すべき対策の判断を行う。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめるよう努める。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努める。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努める。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制**ア 基本的対処方針の変更**

- ・国が国内感染期に入ったことにより、基本的対処方針を変更した場合は、道においても、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定する。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、道及び他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報提供・共有**ア 情報提供**

- ・市は、市民に対し、道等と連携して、各種媒体・機関を活用し、国内・道内・市内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・市は、道等と連携して、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、道内・市内の流行状況に応じた医療体制を周知するとともに、学校・保育施設や職場等での感染防止策についての情報を適切に提供する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。

イ 情報共有

- ・市は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針・理由等の迅速な伝達と、地域の状況把握を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・市は、道等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。
- ・市は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(3) まん延防止に関する措置**ア 感染拡大防止策**

- ・市は、道等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける・時差出勤の実施等、基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・市は、道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・市は、道等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びか

けなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。

- ・市は、道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

イ 緊急事態宣言が出されている場合の措置

- ・道では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。市は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、適宜協力する。
- ・道では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、適宜協力する。
- ・道では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は、道と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道からの要請に応じ、適宜協力する。

（４）予防接種

ア 緊急事態宣言が出されていない場合の措置

（住民接種の実施）

- ・国内発生早期に引き続き、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施するとともに、その接種に関する情報を提供する。

イ 緊急事態宣言が出された場合の措置

（住民接種の実施）

- ・国内発生早期に引き続き、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

（住民接種の広報・相談）

- ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種は、新型インフルエンザ等に対する不安が極めて高まっている中で緊急に接種を実施するものであることを踏まえ、接種の目的や優先順位の意義等、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、具体的な接種スケジュールや接種場所、接種方

法、相談窓口の連絡先など、国内発生早期に引き続き、分かりやすく周知するよう努める。

(5) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、適宜協力する。

【医療に関する道の対策】

●患者への対応

- ・帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう努める。
- ・必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整の上、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

(地域感染期における対応)

- ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整の上、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努めるとともに、市町村・関係機関と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるように努める。
- ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう関係機関に周知する。
- ・医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザ薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
- ・関係機関・団体等と調整の上、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努める。

●医療機関等への情報提供

- ・道は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者へ迅速に提供する。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・道は、国と連携しながら、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と流通状況の調査を行い、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を国に依頼する。

●在宅で療養する患者への支援

- ・道は、市町村が関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に必要な協力をする。

●医療機関・薬局における警戒活動

- ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力する。

●緊急事態宣言が出されている場合の措置

ア 医療等の確保

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

イ 医療機関不足への対応

- ・道は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し、外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努める。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・市は、新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な要援護者について、要援護者や医療機関等から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

イ 事業者の対応

- ・道では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

ウ 市民・事業者への呼びかけ

- ・市は、道等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかける。
- ・道では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

エ 遺体の火葬

- ・市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。
- ・市は、区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村に対して、広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

オ 緊急事態宣言が出されている場合の措置

(ア) 事業者の対応等

- ・ 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、業務の継続を行う。

(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である道、市、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(ウ) 運送・通信・郵便の確保

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。
- ・ 郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

(エ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 市は、道等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

(オ) 緊急物資の運送等

- ・ 道は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 道は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 道は、指定（地方）公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは必要に応じ、当該指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(カ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、道等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(キ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・市は、道からの要請に応じ、国や道と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）、搬送、死亡時の対応等を関係機関等と連携し、状況に応じて行う。

(ク) 犯罪の予防・取締り

- ・道では、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が道警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力する。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

(ケ) 埋葬・火葬の特例等

- ・市は、火葬炉を可能な限り稼働させる。
- ・市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保する。
- ・道では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送手配等を実施するので、市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

5 小康期

ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

イ 目的

- ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

ウ 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・ 市は、国が小康期に入ったことにより、基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国及び道の方針に沿った対処方針を決定する。

イ 緊急事態解除宣言がされたときの措置

- ・ 市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。
- ・ 市は、緊急事態解除宣言がされたときに、速やかに市対策本部を廃止する。

ウ 対策の評価・見直し

- ・ 市は、各段階における対策に関する評価を行い、政府行動計画及び同ガイドライン等及び道行動計画の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直しを行う。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・ 市は、道等と連携して、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続き市ホームページ等により、適宜必要な情報を提供する。
- ・ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

イ 情報共有

- ・ 市は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行う。

ウ 相談窓口の体制の縮小

- ・ 市は、道等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

- ・市は、道等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。

(4) 予防接種**ア 緊急事態宣言が出されていない場合**

- ・市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続する。

イ 緊急事態宣言が出されている場合の措置

- ・市は、国及び道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種（臨時の予防接種）を継続する。

(5) 医療

道では、医療に関して次のとおり対策を行う。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、適宜協力する。

【医療に関する道の対策】**●医療体制**

- ・道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・道は、国が示す適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。
- ・道は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

●緊急事態宣言が出されている場合の措置

- ・道は、国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保**ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援**

- ・市は、新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な要援護者について、要援護者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・市は、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、道等と連携して市民に呼びかける。
- ・道では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

ウ 緊急事態宣言が出されている場合の措置**(ア) 業務の再開**

- ・道は、国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努める。市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、道等からの要請に応じ、適宜協力する。
- ・道は、国が指定（地方）公共機関及び登録事業者に対して行う被害状況等の確認要請

等に協力するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、国が必要に応じて行う支援に協力する。市は、道等からの要請に応じ、適宜協力する。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・市は、国や道、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策

道では、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、次のとおり対策を行う。

市は、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、適宜協力する。

(1) 概要

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はありませんが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしています。

(2) 実施体制

体制強化

- ① 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。
情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行います。（保健福祉部、関係部局）
- ② 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討します。（保健福祉部、関係部局）

(3) サーベイランス・情報収集

情報収集

道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。

～情報収集源～

- ・ 国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 都府県、市町村

鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。（保健福祉部）

(4) 情報提供・共有

- ① 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行います。（保健福祉部、関係部局）
- ② 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行います。（保健福祉部、関係部局）

（５）予防・まん延防止

人への鳥インフルエンザの感染対策

水際対策

- ① 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行います。（保健福祉部）
- ② 道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努めます。（保健福祉部）

疫学調査、感染対策

- ① 道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施します。（保健福祉部）
- ② 道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めます。（保健福祉部）
- ③ 道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。（保健福祉部）

家きん⁽²⁶⁾等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。（関係部局）

- ① 国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行います。（農政部）
- ② 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。（関係部局）
- ③ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。（警察本部）

（６）医療

国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。（保健福祉部）
- ② 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。（保健福祉部）
- ③ 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じます。（保健福祉部）

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合

道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ① 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。（保健福祉部）
- ② 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。（保健福祉部）

【用語解説】

（１）新型インフルエンザ

感染症法第６条第７項第１号において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

（２）インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、Ａ型、Ｂ型、Ｃ型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはＡ型のみである。Ａ型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（ＨＡ）とノイラミニダーゼ（ＮＡ）という、２つの糖蛋白の抗原性の違いにより、亜型に分類される。（いわゆるＡ／Ｈ１Ｎ１、Ａ／Ｈ３Ｎ２というのは、これらの亜型を指している。）

（３）パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

（４）新感染症

感染症法第６条第９項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

（５）指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生したときに、国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

（指定公共機関：特措法第２条第６項、指定地方公共機関：特措法第２条第７項）

（６）病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

(7) 鳥インフルエンザ

一般に、鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長時間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家庭内での感染が報告されている。

(8) 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令に定める要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨と緊急事態措置について、実施するべき期間、区域及び概要を定めて公示するもの。

(9) 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

(10) 致死率

流行期間中に、新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

(11) 指定行政機関

新型インフルエンザ等対策特別措置法などの法律に基づいて、内閣総理大臣が指定する行政機関。（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令：第1条）

(12) 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足る正当な理由のある者」が該当）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

(13) プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、国では、H5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

(14) パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

(15) 臨時の予防接種

特措法第46条及び予防接種法第6条第1項に規定する予防接種をいう。

特措法第46条第1項：政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

予防接種法第6条第1項：都道府県知事は、A類疾病及びB型疾病のうち、厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

(16) 新臨時接種

予防接種法第6条第3項に規定する予防接種をいう。

予防接種法第6条第3項（引用）：厚生労働大臣は、B型疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して、厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

(17) 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて、対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科・通常感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

(18) 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものが電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

(19) サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

(20) 個人防護具

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

(21) 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関…新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第一種感染症指定医療機関…一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※第二種感染症指定医療機関…二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※結核指定医療機関…結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして法令に定めるものを含む。）又は薬局。

(22) トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

(23) 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

(24) PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて、大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

(25) 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

(26) 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。